

下関市新規雇用促進対策住居費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市外から本市に転入する新規雇用従業員を借家に入居させる企業に対し補助金を交付することにより、企業の人材確保及び市内の定住促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利を目的として、継続的に事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 借家 賃貸借契約に基づき居住の用に供される民間の建物で企業が賃借したものをいう。
- (3) 新規雇用従業員 第7条第1項の申請書を提出する年の1月1日（以下「基準日」という。）の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間（平成28年1月1日から同年3月31日までの期間を除く。）に、1週間当たりの労働時間数が30時間以上であり、期間を定めず新規に雇用される従業員をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助対象者は、次の全ての要件を満たす企業とする。

- (1) 市内で下関市企業立地促進条例施行規則（平成17年規則第173号）別表第1「業種に関する要件」の欄に掲げる業種に係る事業を操業していること。
- (2) 市内で借家を賃借し、当該借家に次項に規定する交付対象従業員を有償又は無償で入居させていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。

2 補助金の交付の算定の対象となる新規雇用従業員（以下「交付対象従業員」という。）は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 基準日における年齢が35歳未満であること。
- (2) 他の市区町村から転入し、本市の住民票を有していること（ただし、本市に転入した者が、本市を転出後1年以内に再度転入する場合を除く。）
- (3) 当該転入の日から1月以内に期間の定めなく企業に雇用されていること。

(4) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者として同法第7条の規定による届出がされていること。

(補助金の算定等)

第4条 補助金は、基準日の属する年の前年の1月1日から12月31日までの間に、交付対象従業員が借家に居住した月数(以下「算定月数」という。)に応じて算定する。この場合において、1月に満たない月があるときは、これを切り捨てる。

2 補助金の月額、交付対象従業員が居住する借家の家賃月額を当該借家に居住する従業員の数で除して得た額から交付対象従業員が補助対象者に支払う入居費月額を控除した額に2分の1を乗じて得た額(当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、2万円を上限とする。

3 算定月数が12月に満たない交付対象従業員は、第2条第3号の規定にかかわらず、翌年度においても交付対象従業員とみなす。この場合において、当該交付対象従業員に係る補助金の算定月数は、通算12月を限度とする。

(新規雇用促進企業の登録申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする企業は、新規雇用促進企業登録申請書(様式第1号。以下「登録申請書」という。)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 入居状況報告書(様式第2号)

(2) 社宅規程その他借家の入居に係る自己負担額が確認できる書類の写し

(3) 借家の賃貸借契約書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(新規雇用促進企業の登録等)

第6条 市長は、前条第1項の規定による登録申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、新規雇用促進企業として登録し、その旨を新規雇用促進企業登録通知書(様式第3号)により、当該登録申請をした企業に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、新規雇用促進企業として登録することが適当でないと認めるときは、新規雇用促進企業として登録しない旨を新規雇用促進企業不登録通知書(様式第4号)により、当該登録申請をした企業に通知す

るものとする。

- 3 新規雇用促進企業として登録された企業（以下「登録企業」という。）は、登録した内容に変更が生じた場合は登録事項変更届書（様式第5号）を、登録を辞退する場合は登録辞退届書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、登録企業が、虚偽の申請その他不正の行為等を行ったとき、又は2年間にわたり次条の規定による交付の申請を行わないときは、登録企業の登録を取り消すことができる。この場合において、市長は、その旨を新規雇用促進企業登録取消通知書（様式第7号）により、当該登録企業に通知するものとする。
- 5 登録企業は、新たに交付対象従業員を雇用したときは、雇用した日から30日以内に当該交付対象従業員に係る入居状況報告書を市長に提出しなければならない。
- 6 登録企業は、前項の規定により市長に提出した入居状況報告書の内容に変更がある場合は、速やかに変更後の入居状況報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする登録企業（以下「交付申請者」という。）は、基準日の属する年の1月末日までに、前年の算定月数に係る補助金について下関市新規雇用促進対策住居費補助金交付申請書（様式第8号。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 入居実績報告書（様式第9号）
- (2) 借家の家賃の支払を証明する書類
- (3) 新規雇用従業員に係る入居費の徴収を証明する書類
- (4) 新規雇用従業員に係る住民票の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金交付決定通知書(第10号様式)により当該交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を補助金不交付決定通知書(様式第11号)により補助金の交付申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた交付申請者(以下「交付決定者」という。)は、基準日の属する年の3月末日までに下関市新規雇用促進対策住居費補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(補助金等の交付)

第12条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備等)

第13条 登録企業は、補助金に係る新規雇用従業員及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、基準日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し及び補助金等の返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項各号の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は

市長の指示に従わなかったとき。

(5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(検査等)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、登録企業に対し質問をし、報告を求め、若しくは新規雇用従業員の入居に関し必要な指示をし、又は帳簿その他関係書類を検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、下関市補助金等交付規則(平成25年規則第63号)に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(有効期間)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項に規定する日において、第4条第3項の規定に該当する交付対象従業員が存する登録企業に係る補助金については、この要綱は、前項の規定に関わらず、同日後も、なおその効力を有する。